

令和7年度 徳島県立つるぎ高等学校 「学校の部活動に係る活動方針」

1 本校における部活動の基本方針

- (1) 部活動の充実・活性化により、心身両面における成長を図るとともに、団結力や協調性を育成する。
- (2) 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するため、学校と地域との連携・協働により、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する。

2 適切な運営のための体制整備等

- (1) 部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動を推進するため、自主的に運営方法について検討・点検・協議を実施できるよう、校内組織「部活動適正化推進委員会」（部活動顧問会）を設置し、コンプライアンス意識及び全体的な活動の質の更なる向上を図る。
- (2) 各部活動は、本方針を参考に、活動時間及び休養日の設定、その他適切な部活動の取組に関する「方針」を策定するとともに、年間の活動計画及び活動実績等を作成する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。
- (2) 運動部活動においては、徳島県教育委員会が平成26年に作成した「運動部活動指導指針」に則った指導を行う。また、文化部活動においても「運動部活動指導指針」に準じ適宜指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は定期的に休養日を設定し、原則平日1日以上、休日1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、原則休養日を他の日に振り替える。
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- (1) 部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする。
- (2) 活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

6 学校部活動の地域連携

- (1) 学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等を行う。
- (2) 保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツや文化芸術活動に取り組み、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

7 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

- (1) 週末等開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないようにする。
- (2) 生徒の教育上の意義を考慮して、参加する大会等を精査する。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意する。